

令和8年1月13日

菅沢地区地籍調査事業にかかる筆界案作成について

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行った菅沢地区において、地籍調査作業規定準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第5項の規定に基づき筆界案を作成したので、下記のとおり公告します。

記

1. 地籍調査作業規定準則第30条第5項に基づき筆界案を作成した土地の所在・地番
 - ・鳥取県日野郡日南町菅沢 781 番
 - ・鳥取県日野郡日南町菅沢 803 番
 - ・鳥取県日野郡日南町菅沢 888 番
 - ・鳥取県日野郡日南町菅沢 889 番
 - ・鳥取県日野郡日南町菅沢 894 番
2. 公告期間
令和8年1月13日から令和8年2月3日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
午前8時15分から午後5時まで
3. 筆界案を確認できる場所
日南町役場 建設課（日野郡日南町霞 800）
4. 筆界案を確認することができるもの
筆界案を作成した土地の所有者、その他利害関係人及びこれらの者の代理人
5. 筆界案の作成者
日南町
6. 当該土地の所有者が上記の閲覧期間内に申し出た場合は、改めて当該土地の調査を実施するものとし、閲覧期間内に申し出がなかった場合、または閲覧し調査成果に異議がなかった場合は、準則30条5項の規定により筆界の調査を行う。

令和8年1月13日

日南町長 中村 英明

